

色麻町地域コミュニティ 推進事業補助金

行政区が主催する地域住民の交流促進による地域コミュニティの活性化を図ること等を目的とし、地区全世帯を対象とした事業に対し補助金を交付する事業です。

高齢化や核家族化により、地域の交流が希薄になっていることなどが課題となっていますが、今後は、地域の元気・活力・魅力アップが求められる中、地域コミュニティは地域活性のカギを握っていると考えています。

地域でパートナーシップをとり、より良い生活の場を築くために、是非、本事業をご活用いただきますようお願い申し上げます。



【地域コミュニティ推進事業の対象となる事業】



- ① **スポーツ・レクリエーション活動に関する事業**
(運動会、スポーツ大会等)
- ② **活力ある地域づくりに関する事業** (祭り、交流会等)
- ③ **芸術・文化活動に関する事業** (民俗文化の保存、伝承等)
- ④ **自然保護・環境美化に関する事業** (河川清掃、花の定植等)
- ⑤ **防災又は防犯に関する事業** (交通安全、避難訓練等)

※**実施前に申請が必要です。**事業実施前に、地域振興課までご相談ください。
詳細は裏面をご覧ください。



地域コミュニティ推進事業補助金申請について

●対象●

①対象となる事業

行政区が主催し、全世帯を対象として呼びかける事業。

詳しくは地域振興課へお問い合わせください。

※他の補助事業を併用している場合は申請できません。

②対象となる経費

記念品、消耗品費、印刷製本費など ※下記の例をご参考ください。

【対象（例）】	【対象外（例）】
景品、記念品、講師謝礼（講師謝礼以外の現金及び金券は除く）、消耗品費、種苗、燃料費、写真やチラシの印刷代、クリーニング代、行事の保険、会場使用料、レンタル料（スポーツ用具など）賄材料費、活動時のお茶・茶菓子代（飲食を主とする事業は除く）など	酒類（アルコール類）、備品類、レンタルで賄えるもの、宗教的な支出（お布施・お供え・祈禱料・神事代など）、地区民個人への謝礼・出演料・賃金・手当・商品券や図書券などの金券類、経常的な運営の経費（集会所の光熱水費など）、お土産代金など

●補助金額●

経費の1/2を補助します。（世帯数は、毎年4月1日現在の世帯数とします。）

200世帯未満は30,000円上限

200世帯以上は60,000円上限

※事業実施は、年複数回実施可能ですが、年間の補助金は上記の金額が上限となります。

●申請に必要な書類●

【申請時】①申請書、②事業計画書、③予算書

【報告時】①報告書、②収支決算書、③領収書及び内訳書（レシート）、

④当日のおおよその参加人数が写っている写真

※領収書と内訳書（レシート）の両方が必要です。上限を超えた部分は地区の予算などから支出となります。領収書と内訳書（レシート）のない経費は対象となりません。

※申請書等は地域振興課に様式があります。

●助成金の交付について●

「実績報告書」は、事業終了後1ヵ月以内に提出してください。補助金の交付は、町の審査後になります。



問い合わせ：色麻町地域振興課

電話：0229-65-2123

fax：0229-65-4400

E-mail：tisin@town.shikama.miyagi.jp

